

河川環境基準に係る類型指定（案）について

1. 目的及び経緯

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、昭和 46 年環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられており、これらのいずれかの類型を当てはめ、水域の類型を指定することとなっている。

類型指定については、2 以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについては政府が、それ以外の水域については都道府県知事がそれぞれ水域の利用目的や水質汚濁の状況等を勘案して行うとともに、これらの事情の変化に応じて適宜改定することとされている。

現在、府内河川では、BOD 等は 67 河川 81 水域に対し、水生生物の保全に関する項目は 58 河川 63 水域に対し、それぞれ類型指定を行っている。

類型指定については、平成 21 年 6 月に見直しを行い、見直した類型に基づく評価を平成 22 年度に開始してから 5 年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、このたび見直しを行うこととする。

2. 類型指定の基本的な考え方

第 8 回水質部会（平成 28 年 4 月 26 日開催）にて以下のとおり決定された。

(1) BOD 等 5 項目に係る類型指定

① 検討する項目

- ・河川の代表的な汚濁指標である BOD の状況に主眼を置く。

② 各水系で目指すべき類型

- ・全水域 C 類型以上を目指すこととする。
- ・各水系の特性を考慮し設定された以下の類型を目指す。

表 1 各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		B 類型以上を目指す
神崎川水系	神崎川の支川	B 類型以上を目指す
	猪名川上流の支川	全て既に A 類型に指定されている
寝屋川水系		C 類型以上を目指す
大阪市内河川		B 類型を目指す
大和川水系	石川とその支川	B 類型以上を目指す
	西除川、東除川	C 類型以上を目指す
泉州諸河川	樫井川以北の河川	上流部及び支川は B 類型以上を目指す 下流部は C 類型以上を目指す
	男里川以南の河川	全て既に A 類型に指定されている

③ 各河川水域の類型の検討

- ・次に示す方針で検討を行う。

ア) 新規の類型指定については、流路延長 5 km、流域面積 10km² 以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の

開発予定などを考慮して検討する。

イ) A類型の水域であって、AA類型の水質を十分に満たし、自然探勝の場としての利用がなされている水域については、AA類型に改定することを検討する。

ウ) C類型以上の水域で、当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域
・平成23年に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」においては、2020年までに、BOD 3mg/L以下（B類型の基準値）を満たす河川の割合を8割にしている。この目標の達成に向け、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域については、B類型以上に改定することを検討する。

エ) C類型以上の水域で、当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域
・近年の水質状況（上位類型の達成状況、年平均値の推移など）を考慮しつつ、「目指すべき類型」への改定に向け、上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

オ) DまたはE類型の水域
C類型以上への改定を目指し、近年の水質状況を考慮しつつ、できるだけ、上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

(2) 水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定

① 流域に豊かな自然環境を有し、かつ水質が非常に良好であることから、冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。

ア 上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。

イ BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。

ウ 冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウ、ナガレホトケドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。

エ 冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。

② ①以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

(3) 新規指定及び改定を検討する河川の抽出

① BOD等5項目に係る類型指定

(1)の①～③の考え方に沿って、府内のすべての河川水域を対象にBOD等5項目に係る新規指定及び改定を検討する河川を抽出した。

【抽出結果】

・ア) 新規指定

類型指定していない河川のうち、流路延長5km以上の河川は、女瀬川、天竺川、山田川及び水越川の4河川であり、このうち流域面積10km²以上のものは水越川のみである。これらの河川について、水質データ及び発生源の状況、河川の利用状況等の基礎的データを整理・確認した。その結果、女瀬川は特定の事業場からの排水が河川流量の多くを占め、水質に大きく影響を与えており、また、山田川及び水越川は、発生源の状況や利用形態について、前回の類型指定検討時以降、考慮すべき変化が見られないが、天竺川については、近年親水利用が行われていることから、天竺川を新規類型指定水域の候補として抽出した。

なお、上記4河川と同等と考えられる河川については、将来の開発予定など新規指定にあたって考慮すべき状況にある水域はなかった。

表2 流路延長5 km以上の河川（現在、類型未指定）

水系	河川	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	流域行政区域
淀川水系	女瀬川	6.0	4.4	高槻市
神崎川水系	天竺川	7.6	8.8	豊中市
神崎川水系	山田川	7.4	8.4	吹田市、摂津市
大和川水系	水越川	5.7	14.8	河南町、千早赤阪村

・イ) A類型からAA類型への改定

現在、A類型に該当する河川水域は29水域あり、このうちAA類型の水質を十分に満たし、自然探勝の場としての利用がなされている水域として、芥川(1)、箕面川(1)、石見川の3水域を抽出した。

・ウ) エ) オ) 上位類型への改定（AA類型への改定を除く）

現在、A類型以外の類型となっている河川水域について、近年の水質状況（上位類型の達成状況、年平均値の推移など）、発生源の状況、利用形態等を確認した。その結果、ウ)に該当するものとして寝屋川(1)及び天見川、エ)に該当するものとして佐備川、オ)に該当するものとして恩智川及び大津川下流を抽出した。

以上より、表3に示す9河川水域を新規指定及び改定の候補として抽出した。

表3 新規指定及び改定の検討を行うために抽出した河川水域

水系	指定の種別	河川水域名
淀川水系	上位類型への改定	芥川(1)
神崎川水系	新規指定	天竺川
	上位類型への改定	箕面川(1)
寝屋川水系	上位類型への改定	寝屋川(1)、恩智川
大和川水系	上位類型への改定	天見川、石見川、佐備川
泉州諸河川	上位類型への改定	大津川下流

②水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定

(2)の①②の考え方に沿って、表3の河川水域のうち、すでに生物A類型に指定されている芥川(1)、箕面川(1)、石見川を除き、天竺川、寝屋川(1)、恩智川、天見川、佐備川、大津川下流の5水域について新規指定及び改定を検討する水域とした。

3. 河川水域ごとの検討

表3の河川水域ごとに、以下の項目について整理し、類型指定案を作成した。

① 水質の状況

- (ア) BOD年平均値（平成22年度～平成27年度^{※1}）の推移
- (イ) BOD75%値（平成22年度～平成27年度）の推移
- (ウ) 月別BOD濃度、河川流量及びBOD汚濁負荷量の推移

※1 平成27年度のデータは速報値。以下同じ。

② 流域の利用形態

上水道水源、農業用水としての利用及び河川敷における親水利用等、流域の利用形態

- ③ 流域における開発計画
開発計画の有無及び、該当する計画がある場合には河川への影響の有無
- ④ 下水道の整備状況
下水道普及率及び、今後の整備の見通し
- ⑤ 流域のBOD汚濁負荷量
 - (7) 平成 26 年度における汚濁負荷量の推計
 - (イ) 環境基準点（天竺川は準基準点）の上流に位置している水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の対象事業場^{※2} 数及びこれらの事業場の平均排水量の合計が河川流量に占める割合
 - ※2 汚水は下水道に接続し、雨水のみ河川に放流している事業場を含む。
 - (ウ) 既設の事業場のうち、汚濁負荷量が多い事業場（合計汚濁負荷量の 10%以上を占める事業場を抽出）における負荷変動の状況及び今後の見通し
- ⑥ 水生生物類型の検討
 - (7) 水生生物の保全に関する項目の測定状況
 - ・全亜鉛の年平均値（平成 22 年度～平成 27 年度）
 - ・ノニルフェノールの年平均値（平成 25 年度～平成 27 年度）
 - ・LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の年平均値（平成 26 年度～平成 27 年度）
 - (イ) 水生生物調査結果

4. その他

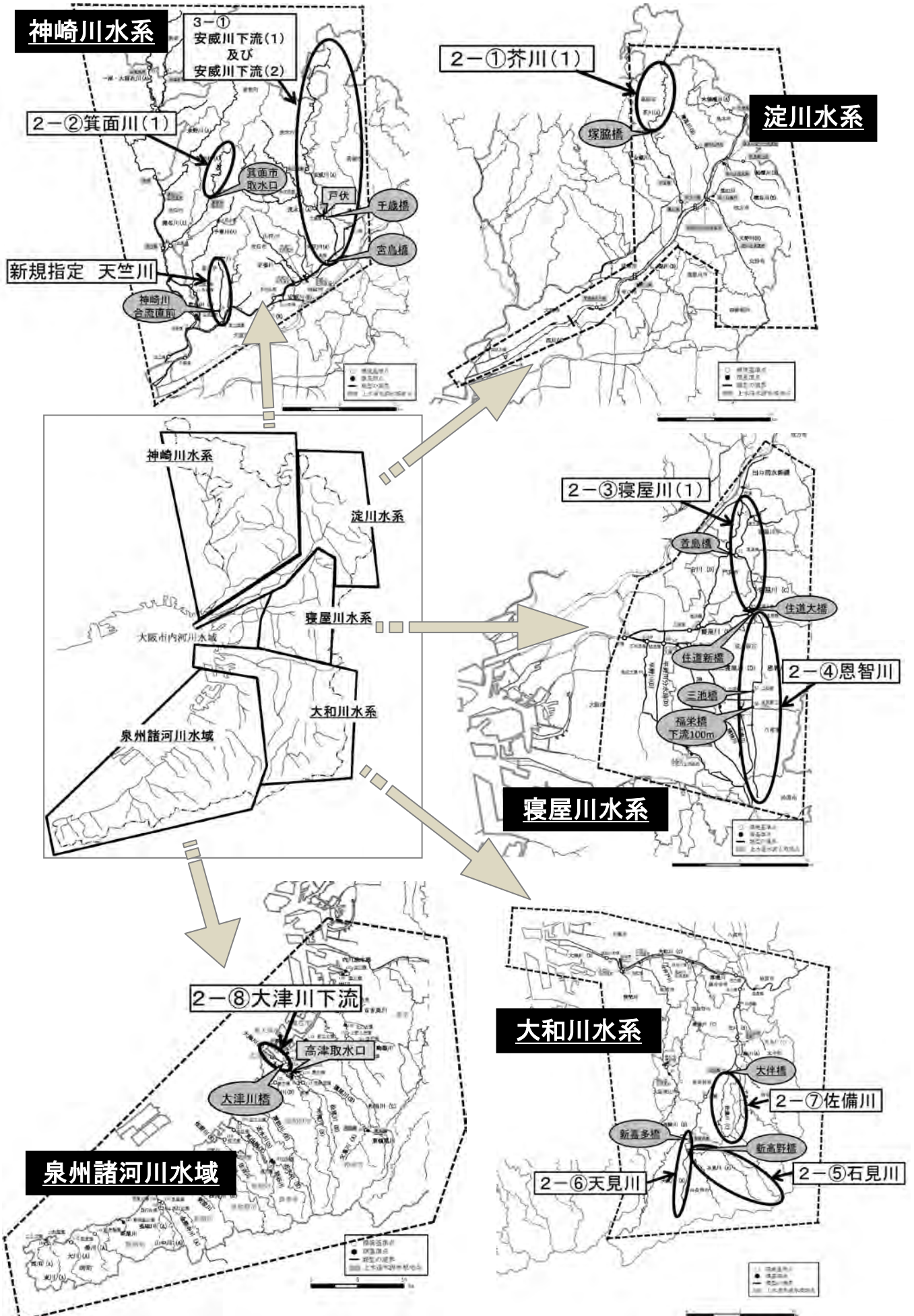
安威川下流(1)及び安威川下流(2)について、類型範囲の統合を検討した。

河川水域ごとの検討結果は次頁以降に示す。

河川水域ごとの検討結果

検討を行う水域位置図	6
1. 新規指定 天竺川	7
2. 上位類型への改定	
2-① 芥川(1)	9
2-② 箕面川(1)	11
2-③ 寝屋川(1)	12
2-④ 恩智川	14
2-⑤ 石見川	16
2-⑥ 天見川	18
2-⑦ 佐備川	20
2-⑧ 大津川下流	22
3. その他	24

検討を行う水域位置図



1. 新規指定

天竺川

水系 : 神崎川水系

現在の類型 : 未指定

準基準点 : 神崎川合流直前

水系として目指すべき類型 : B



(出典 : 大阪府池田土木事務所 HP)

指定案

<新規指定>

類型範囲 : 全域

環境基準点 : 神崎川合流直前 (準基準点を環境基準点とする)

類型 : BOD等5項目の類型はBイ、水生生物類型は生物Bイ

◆河川の概要:天竺川は豊中市内を流れる流路延長7.635km、流域面積8.77km²の一級河川である。国道423号(新御堂筋)東側の上新田付近から南西に流下し、府道2号(旧)と交差する熊野町1丁目付近で兎川と合流する。中流域では大阪府営公園服部緑地の西側を通り、下流部では一部天井川となった後、神崎川と合流する。神崎川との合流点の約1km上流の準基準点(神崎川合流直前)で豊中市が水質測定を行っている。

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までの準基準点(神崎川合流直前)におけるBOD年平均値は、0.9~1.8mg/Lである。
- ・BOD75%値は1.0~1.9mg/Lであり、平成17年度以降はB類型の環境基準値3mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。流量の年平均値は0.0~0.2m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は1.5~49.5kg/日(このうち平成26年度は5.0kg/日)である。BOD濃度については、平成24年2月に降雨の影響と考えられる濃度上昇(2.9mg/L)がみられたが、それ以外の期間は概ね1~2mg/Lの範囲で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・豊中市内では上水道水源、農業用水いずれの利用も行われていない。
- ・平成23年度に水辺へ降りられるスロープが整備され、親水利用が行われている。府市及び関係者による協議会が設立され、服部緑地と天竺川周辺を、水と緑が一体となった地域の「魅力」・「顔」にしていくことを目指した取組みが進められている。この一環として、一定区域において毎年河川開放が実施され、川に親しむ活動が行われている。

3. 流域における開発計画

今後、当該流域の最上流部において2.3ha程度の住宅開発計画がある。この地域は下水道整備済みの地域であり、天竺川に与える負荷はないと考えられる。

4. 下水道の整備状況

豊中市内の下水道普及率は99.9%であり、ほぼ完備している。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は30.0kg/日である(表4)。準基準点である神崎川合流直前の上流に位置する事業場は10事業場あり、平均排水量の合計が河川流量に占める割合は0.4%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に神崎川合流直前の水質に影響を与えうる事業場はない。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表4 天竺川の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	3.3	3.2	23.5	30.0

6. 水生生物類型の検討

- ・水生生物の保全に関する項目については、これまで準基準点である神崎川合流直前において全亜鉛を年1回測定しており、平成22年度から平成27年度の年平均値は0.002～0.009mg/L（環境基準値0.03mg/L）である。ノニルフェノール及びLASの測定は行っていない。
- ・水生生物調査結果によるとコイ、オイカワ、モツゴ、ドジョウ、カダヤシが確認されている。生物A類型に対応する魚種は確認されていない。

7. 結論

天竺川の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、B類型の環境基準値を十分下回る水質であり、さらに、近年では水辺環境への関心を高めるための取組みも始まっている。また各種発生源からの負荷については将来的に大きな変化はないと見込まれる。

水生生物類型については、全亜鉛の測定状況及び水生生物調査結果から、生物B類型相当と考えられる。

以上から、全域が市街地を流れる河川でありながら良好な水質を保ってきた当該水域については、今後も水質の維持あるいは向上を図るために、新たに類型を指定することが適当と考えられる。類型範囲は「全域」とし、BOD等5項目については、利用目的等に見合った類型であるB類型に、水生生物の保全に関する項目については生物B類型に指定することが適当と考えられる。

なお、BOD等5項目の達成期間については、BODの環境基準値を十分下回っていることから「イ（直ちに達成）」とすることが適当と考えられる。また、水生生物類型の達成期間については、全亜鉛の測定結果を勘案し、「イ（直ちに達成）」とすることが適当と考えられる。

2. 上位類型への改定

2-① 芥川(1)

水系 : 淀川水系
類型範囲 : 京都府界から塚脇橋まで
環境基準点 : 塚脇橋
現在の類型 : BOD等 AI、水生生物類型 生物AI
水系として目指すべき類型 : B



改定案

AI類型からAAI類型に改定
(水生生物類型は改定なし)

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までの環境基準点（塚脇橋）におけるBOD年平均値は、0.6~0.8mg/Lである。
- ・BOD75%値は0.5~0.9mg/Lであり、現在のA類型の環境基準を十分達成し、かつ、上位類型のAAI類型の環境基準値である1mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。
流量の年平均値は0.3~0.6m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は14.8~37.9kg/日（このうち平成26年度は37.9kg/日）である。BOD濃度については、平成22年度、平成23年度及び平成26年度にAAI類型の環境基準値を上回る月が1~3回見られたが、最大でも1.3mg/Lであり、それ以外の期間は報告下限値の0.5mg/L程度で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・檜田地区簡易水道において、芥川(1)の支流の出灰川の水を緩速ろ過処理して上水に利用している。流域では農業用水としての利用もなされている。
- ・また、北摂地域を代表する渓谷美で知られ、摂津耶馬溪とも呼ばれる摂津峡周辺では、高槻市の風致公園である「摂津峡公園」において、四季折々の自然の美しさを楽しむための渓谷沿いのハイキングコースなどが整備されている。また、市街地においても水遊びや水生生物観察活動などが行われており、親水利用も盛んである。

3. 流域における開発計画

現時点で、芥川(1)の水質に影響を与えるような開発計画は無い。

4. 下水道の整備状況

高槻市内の下水道普及率は現在99.5%であり、ほぼ完備している。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は44.4kg/日である（表5）。環境基準点である塚脇橋の水質に影響を与える事業場は8事業場あり、平均排水量の合計が河川流量に占める割合は2.9%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に塚脇橋の水質に影響を与えうる事業場はない。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表5 芥川(1)の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	3.3	2.7	38.4	44.4

6. 結論

芥川(1)の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、AA類型の環境基準値を十分下回る水質であり、また自然探勝の場としての利用がなされており、各種発生源からの負荷についても将来的に大きな変化はないと見込まれる。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をAI類型からAAI類型へ改定することが適当と考えられる。

2-② 箕面川(1)

水系 : 神崎川水系
 類型範囲 : 箕面市取水口より上流
 環境基準点 : 箕面市取水口
 現在の類型 : BOD等 AI、水生生物類型 生物AI
 水系として目指すべき類型 : A



改定案

AI類型からAAI類型に改定
 (水生生物類型は改定なし)

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までの環境基準点（箕面市取水口）におけるBOD年平均値は、0.5~0.6mg/Lである。
- ・BOD75%値は0.5未満~0.7mg/Lであり、現在のA類型の環境基準を十分達成し、かつ、上位類型のAA類型の環境基準値である1mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。流量の年平均値は0.2~0.3m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は8.2~14.8kg/日（このうち平成26年度は12.0kg/日）である。BOD濃度については、平成24年度及び平成27年度にAA類型の環境基準値を上回る月が1回見られたが、最大でも1.2mg/Lであり、それ以外の期間は報告下限値の0.5mg/L程度で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・箕面市取水口において上水道水源及び農業用水としての利用が行われている。
- ・また、箕面市取水口は明治の森箕面国定公園内、大阪府営箕面公園の入口に位置し、箕面の滝を訪れる多くの観光客に親しまれているなど、自然探勝の場としての利用がなされている。

3. 流域における開発計画

現時点で、箕面川(1)の水質に影響を与えるような開発計画は無い。

4. 下水道の整備状況

箕面市内の下水道普及率は現在99.9%であり、ほぼ完備している。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は17.6kg/日である（表6）。環境基準点である箕面市取水口の水質に影響を与える事業場はない。

表6 箕面川(1)の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	0.0	0.0	17.6	17.6

6. 結論

箕面川(1)の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、AA類型の環境基準値を十分下回る水質であり、また自然探勝の場としての利用がなされており、流域の汚濁負荷についても将来的に大きな変化はないと見込まれる。

以上から、今後も水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をAI類型からAAI類型へ改定することが適当と考えられる。

2-③ 寝屋川(1)

水系 : 寝屋川水系
類型範囲 : 住道大橋より上流
環境基準点 : 萱島橋、住道大橋
現在の類型 : BOD等 Cイ、
水生生物類型 生物Bロ
水系として目指すべき類型 : C



(萱島橋)



(住道大橋)

改定案

Cイ類型からBイ類型に改定
(水生生物類型は改定なし)

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までのBOD年平均値は、環境基準点(萱島橋)では0.9~1.9mg/L、環境基準点(住道大橋)では1.5~2.2mg/Lである。
- ・BOD75%値は、萱島橋では1.2~2.3mg/L、住道大橋では1.6~2.4mg/Lであり、現在のC類型の環境基準を十分達成し、かつ、上位類型であるB類型の環境基準値である3mg/Lを下回っている。
- ・萱島橋の上流で、寝屋川導水路を通じて淀川の水を導水しており、今後も導水の状況に大きな変化はない見通しである。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。流量の年平均値は萱島橋で1.1~1.8m³/s、住道大橋で3.0~4.5m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は萱島橋で141.0~242.9kg/日、住道大橋で416.5~803.8kg/日(このうち平成26年度は萱島橋で235.4kg/日、住道大橋で416.5kg/日)である。BOD濃度については、萱島橋で平成24年6月にC類型の環境基準値を超え5.4mg/Lとなったが、それ以外の期間は両地点とも概ね1~3mg/Lの範囲で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・上水道水源としての利用はなく、農業用水としての利用は一部で行われている。
- ・寝屋川市内では、平成25年6月に生き物とのふれあいを視野に入れた親水空間として「川勝水辺ひろば」がオープンした。

3. 流域における開発計画

今後、寝屋川(1)の支流である讃良川、楠根川、谷田川の周辺地域で開発計画がある。ただし、下水道整備済みの地域であり、寝屋川(1)に与える負荷はないと考えられる。

4. 下水道の整備状況

下水道普及率は現在、寝屋川市内では99.7%、四條畷市内では99.7%、大東市内では98.7%である。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は937.4kg/日(寝屋川導水の負荷を含む)である(表7)。環境基準点である住道大橋の水質に影響を与える事業場は132事業場あり、平均排水量の合計が河川流量に占める割合は46.2%、うち、下水処理場(寝屋川流域下水道なわて水みらいセンター(以下、なわて水みらいセンター)、淀川左岸流域下水道渚水みらいセンター(以下、渚水みらいセンター))の排水量が河川流量に占める割合は45.4%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に住道大橋の水質に影響を与えうる事業場として、渚水みらいセンター(45.2%)があるが、24時間稼働であり、また今後、増設などにより汚濁負荷量が大きく増加する計画はない。

なお、なわて水みらいセンターでは今後、他の下水処理場の取り込みにより処理量が現在の

2倍に増加する計画がある。これにより汚濁負荷量も現在（23.1kg/日）の2倍となり、合計汚濁負荷量が2.5%増加すると考えられる。しかしながら、なわて水みらいセンターの排水のBOD濃度は平成26年度の住道大橋のBOD濃度（1.5mg/L）を下回っており、増加後の住道大橋におけるBOD濃度は1.4mg/L程度となると予測される。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表7 寝屋川(1)の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	下水処理場 (2事業場)	生活系	産業系	その他	上流域の 影響 (寝屋川導水)	合計
BOD汚濁 負荷量 (kg/日)	447.1	325.1	56.6	87.6	21.0	937.4

6. 水生生物類型の検討

- ・平成22年度から平成27年度の全亜鉛の年平均値は、萱島橋では0.026～0.044mg/L（環境基準値0.03mg/L）、住道大橋では0.022～0.033mg/Lであり、環境基準を達成していない年度も見られる。
- ・ノニルフェノールについては、平成25年度から平成27年度の年平均値は萱島橋で0.00006未満～0.00006mg/L（生物B類型の環境基準値0.002mg/L）、住道大橋で0.00007～0.00008mg/Lと環境基準を十分達成している。
- ・LASについては、平成26年度から平成27年度までの年平均値は萱島橋で0.0006未満～0.004mg/L（生物B類型の環境基準値0.05mg/L）、住道大橋では0.0007～0.037mg/Lであり、環境基準を十分達成している。
- ・また、水生生物調査結果によるとコイ、ギンブナ、オイカワ等が確認されている。生物A類型に対応する魚種は確認されていない。

7. 結論

寝屋川(1)の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、B類型の環境基準値を十分下回る水質である。各種発生源からの負荷については、下水処理場の処理量増加計画があるが、住道大橋における水質に大きな変化はないと見込まれる。

水生生物類型については水生生物の保全に関する項目の測定状況及び水生生物調査結果から、引き続き生物B類型が適切と考えられる。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をCⅠ類型からBⅠ類型へ改定することが適切と考えられる。

なお、水生生物類型の達成期間については、全亜鉛が環境基準を達成していない年度もあることから、引き続き「口（5年以内に達成）」とすることが適切と考えられる。

2-④ 恩智川

水系 : 寝屋川水系

類型範囲 : 全域

環境基準点 : 住道新橋

現在の類型 : BOD等 Dイ、水生生物類型 なし

水系として目指すべき類型 : C



改定案

Dイ類型からCロ類型に改定
水生生物類型は生物Bロに新規指定

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までの環境基準点（住道新橋）におけるBOD年平均値は、2.5～3.8mg/Lである。
- ・BOD75%値は2.7～5.1mg/Lであり、現在のD類型の環境基準を十分達成し、平成23年度以降は上位類型のC類型の環境基準値である5mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。住道新橋における流量の年平均値は1.8～2.6m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は380.4～753.2kg/日（このうち平成26年度は380.4kg/日）である。BOD濃度については、平成22年度から平成24年度にかけてC類型の環境基準値を上回る月が1～4回見られる。これは、環境基準点である住道新橋の上流部の三池橋及び福栄橋下流100mの値からみて、上流部の影響を大きく受けていると考えられる。平成25年度以降は全体的に濃度の低下が見られ、概ね2～4mg/Lの範囲で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・上水道水源としての利用はなく、農業用水としての利用は一部で行われている。
- ・平成25年度以降、「恩智川クリーン・リバープロジェクト」により、水質調査、生物調査、川沿いでの演奏会や展示など様々な企画が盛り込まれた美化活動を実施している。

3. 流域における開発計画

現時点で、恩智川の水質に影響を与えるような開発計画はない。

4. 下水道の整備状況

下水道普及率は現在、下流部の大東市内では98.7%、東大阪市内では99.8%である。中流部の八尾市内では、恩智川西側における下水道普及率は100%である。東側の山間部では10%以下であるが、平成32年度までに普及率100%を目指す計画である。上流部の柏原市内では、恩智川流域の下水道普及率は93%である。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は896.6kg/日である（表8）。環境基準点である住道新橋の水質に影響を与える事業場は196事業場あり、平均排水量の合計が河川流量に占める割合は2.9%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に住道新橋の水質に影響を与えうる事業場はない。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表8 恩智川の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	655.3	170.3	71.0	896.6

6. 水生生物類型の検討

- ・水生生物の保全に関する項目については、これまで環境基準点である住道新橋において全亜鉛を年2回測定している。平成22年度から平成27年度の年平均値は0.026~0.055mg/L（環境基準値0.03mg/L）であり、平成22年度を除き環境基準値を超えている。ノニルフェノール及びLASの測定は行っていない。
- ・水生生物調査結果によるとコイ、オイカワ、モツゴ、タモロコ、カマツカ、カダヤシ等が確認されている。生物A類型に対応する魚種は確認されていない。

7. 結論

恩智川の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、C類型の環境基準値を十分下回る水質であり、また各種発生源からの負荷については、生活排水対策等の取組みの進展により減少するものと見込まれる。

水生生物類型については、全亜鉛の調査結果及び水生生物調査結果から、生物B類型相当と考えられる。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をD類型からC類型に、水生生物類型については新たに生物B類型に指定することが適当と考えられる。

なお、BOD等5項目の達成期間については、平成22年度まではC類型の環境基準値を上回る測定結果も得られていること、水生生物類型の達成期間については、全亜鉛が環境基準を達成していない年度が多いことから、さらに水質保全の取組みを進め、5年以内には確実に達成するよう、ともに「ロ（5年以内に達成）」とすることが適当と考えられる。

2-⑤ 石見川

水系 : 大和川水系

類型範囲 : 全域

環境基準点 : 新高野橋

現在の類型 : BOD等 AI、水生生物類型 生物AI

水系として目指すべき類型 : B



改定案

A I類型からA A I類型に改定
(水生生物類型は改定なし)

1. 水質の状況

- ・平成 22 年度から平成 27 年度までの環境基準点（新高野橋）におけるBOD年平均値は、0.5~0.7mg/Lである。
- ・BOD75%値は0.5~0.8mg/Lであり、現在のA類型の環境基準を十分達成し、かつ、上位類型のAA類型の環境基準値である1mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。流量の年平均値は0.2~0.4m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は9.9~25.2kg/日（このうち平成26年度は12.7kg/日）である。BOD濃度については、平成25年度及び平成27年度にAA類型の環境基準値を上回る月が1回見られるが、最大でも1.3mg/Lであり、それ以外の期間は報告下限値の0.5mg/L程度で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・上水道水源及び農業用水としての利用が行われている。
- ・また、石見川上流において自然の美しさを楽しむためのハイキングコースが整備されているなど、自然探勝の場としての利用がなされている。

3. 流域における開発計画

現時点で、石見川の水質に影響を与えるような開発計画は無い。

4. 下水道の整備状況

河内長野市内の下水道普及率は現在90.7%である。石見川流域は、下流域については下水道の整備区域であり、順次、整備が進められている。上流域については浄化槽の整備により生活排水対策を行う区域である。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は48.3kg/日である（表9）。環境基準点である新高野橋の水質に影響を与える事業場は5事業場あり、平均排水量の合計が河川流量に占める割合は0.69%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に新高野橋の水質に影響を与えうる事業場はない。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表9 石見川の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	25.8	3.4	19.1	48.3

6. 結論

石見川の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、A A類型の環境基準値を十分下回る水質であり、また自然探勝の場としての利用がなされており、各種発生源からの負荷についても将来的に大きな変化はないと見込まれる。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をA I類型からA A I類型へ改定することが適当と考えられる。

2-⑥ 天見川

水系 : 大和川水系

類型範囲 : 全域

環境基準点 : 新喜多橋

現在の類型 : BOD等 Bイ、水生生物類型 生物Bイ

水系として目指すべき類型 : B



改定案

Bイ類型からAイ類型に改定
(水生生物類型は改定なし)

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までの環境基準点（新喜多橋）におけるBOD年平均値は、0.8~1.3mg/Lである。
- ・BOD75%値は0.8~1.5mg/Lであり、現在のB類型の環境基準を十分達成し、かつ、上位類型であるA類型の環境基準値である2mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。流量の年平均値は0.8~1.3m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は54.0~154.8kg/日（このうち平成26年度は54.0kg/日）である。BOD濃度については、平成22年度及び平成23年度に降雨の影響と考えられる濃度上昇（最大2.4mg/L）が1~2回見られたが、それ以外の期間は概ね0.5~1.5mg/Lの範囲で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・上水道水源としての利用はなく、農業用水としては利用されている。

3. 流域における開発計画

今後、当該流域の下流部において住宅開発計画があるが、開発時期には下水道への接続が予定されており、天見川に与える汚濁負荷はないと考えられる。

4. 下水道の整備状況

河内長野市内の下水道普及率は現在90.7%である。天見川流域においては、下流域については下水道の整備区域であり、順次、整備が進められている。上流域については浄化槽の整備により生活排水対策を行う区域である。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は188.8kg/日である（表10）。環境基準点である新喜多橋の水質に影響を与える事業場は25事業場あり、平均排水量の合計が河川流量に占める割合は1.06%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に新喜多橋の水質に影響を与えうる事業場はない。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表10 天見川の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	127.9	12.5	48.4	188.8

6. 水生生物類型の検討

- ・新喜多橋における、平成 22 年度から平成 27 年度の全垂鉛の年平均値は、0.004~0.010mg/L であり、全ての年度で環境基準を達成している。
- ・ノニルフェノールについては、平成 25 年度から平成 27 年度の年平均値は全て 0.00006mg/L 未満（生物 B 類型の環境基準値 0.002mg/L）であり、環境基準を十分達成している。
- ・LAS については、平成 26 年度から平成 27 年度の年平均値は 0.0021mg/L~0.0046mg/L（生物 B 類型の環境基準値 0.05mg/L）であり、環境基準を十分達成している。
- ・また、水生生物調査結果によるとコイ、カワムツ、タカハヤ等が確認されている。生物 A 類型に対応する魚種は確認されていない。

7. 結論

天見川の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、A 類型の環境基準値を十分下回る水質であり、各種発生源からの負荷についても将来的に大きな変化はないと見込まれる。水生生物類型については水生生物の保全に関する項目の測定状況及び水生生物調査結果から、引き続き生物 B 類型が適当と考えられる。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域を B イ類型から A イ類型へ改定することが適当と考えられる。

2-⑦ 佐備川

水系 : 大和川水系

類型範囲 : 全域

環境基準点 : 大伴橋

現在の類型 : BOD等 CⅠ、水生生物類型 生物BⅠ

水系として目指すべき類型 : B



改定案

CⅠ類型からBⅠ類型に改定
(水生生物類型は改定なし)

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までの環境基準点（大伴橋）におけるBOD年平均値は、1.4~2.5mg/Lである。
- ・BOD75%値は1.8~2.7mg/Lであり、現在のCⅠ類型の環境基準を十分達成し、かつ、上位類型であるBⅠ類型の環境基準値である3mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。流量の年平均値は0.3~0.6m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は36.2~110.8kg/日（このうち平成26年度は36.2kg/日）である。BOD濃度については、平成23年2月に降雨の影響と考えられる濃度上昇、また平成25年6月に流量が少なかったことによる濃度上昇によりCⅠ類型の環境基準値を上回る月が1回見られるが、それ以外の期間は概ね1~3mg/Lの範囲で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・上水道水源としての利用はなく、農業用水としては利用されている。

3. 流域における開発計画

現時点で、佐備川の水質に影響を与えるような開発計画は無い。

4. 下水道の整備状況

富田林市内の下水道普及率は現在87.3%である。佐備川流域においては、下流域については下水道の整備区域であり、普及率は58%である。上流域については浄化槽の整備により生活排水対策を行う区域である。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は147.7kg/日である（表11）。佐備川の環境基準点である大伴橋の水質に影響を与える事業場は12事業場あり平均排水量の合計が河川流量に占める割合は3.2%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に大伴橋の水質に影響を与えうる事業場はない。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表11 佐備川の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	79.6	21.5	46.6	147.7

6. 水生生物類型の検討

- ・ 大伴橋における、平成 22 年度から平成 27 年度の全亜鉛の年平均値は、0.007~0.012mg/L であり、全ての年度で環境基準を達成している。
- ・ ノニルフェノールについては、平成 25 年度から平成 27 年度の年平均値は全て 0.00006mg/L 未満（生物 B 類型の環境基準値 0.002mg/L）であり、環境基準を十分達成している。
- ・ LAS については、平成 26 年度から平成 27 年度の年平均値は 0.0067mg/L~0.019mg/L（生物 B 類型の環境基準値 0.05mg/L）であり、環境基準を十分達成している。
- ・ また、水生生物調査結果によるとギンプナ、オイカワ、カワムツ等が確認されている。生物 A 類型に対応する魚種は確認されていない。

7. 結論

佐備川の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、B 類型の環境基準値を十分下回る水質であり、また各種発生源からの負荷についても将来的に大きな変化はないと見込まれる。水生生物類型については水生生物の保全に関する項目の測定状況及び水生生物調査結果から、引き続き生物 B 類型が適当と考えられる。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域を C Ⅰ 類型から B Ⅰ 類型へ改定することが適当と考えられる。

2-⑧ 大津川下流

水域 : 泉州諸河川水域
類型範囲 : 泉大津市高津取水口より下流
環境基準点 : 大津川橋
現在の類型 : BOD等 Dイ、水生生物類型 なし
水系として目指すべき類型 : C



改定案

Dイ類型からCイ類型に改定
水生生物類型はBイに新規指定

1. 水質の状況

- ・平成22年度から平成27年度までの環境基準点（大津川橋）におけるBOD年平均値は、2.4~3.7mg/Lである。
- ・BOD75%値は2.6~4.5mg/Lであり、現在のD類型の環境基準を十分達成し、かつ、上位類型のC類型の環境基準値である5mg/Lを下回っている。
- ・月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量の詳細データを資料2-2に示す。流量の年平均値は0.75~2.09m³/sであり、BOD汚濁負荷量の年平均値は205.4~631.9kg/日（このうち平成26年度は316.2kg/日）である。BOD濃度については、平成23年2月に降雨の影響と考えられる濃度上昇により現在のD類型の環境基準値を上回る値（9.5mg/L）が見られるほか、平成25年度までの間では年に1~3回、河川の流量が少なかったことによる濃度上昇によりC類型の環境基準値を上回る値（最大6.5mg/L）が見られたが、それ以降の期間は概ね1~4mg/Lの範囲で推移している。

2. 流域の利用形態

- ・泉大津市内では上水道水源、農業用水のいずれの利用も行われていない。忠岡町内では上水道水源としての利用はなく、農業用水としての利用は行われている。
- ・河川敷には公園が整備されている。

3. 流域における開発計画

現時点で、大津川下流の水質に影響を与えるような開発計画はない。

4. 下水道の整備状況

下水普及率は現在、泉大津市内では96.5%、忠岡町内では96.6%である。また、大津川橋の水質に影響を与える上流域の水域には、槇尾川、父鬼川、松尾川、牛滝川等があるが、下流の市街地を中心に下水道整備が進んでおり、上流部では未整備の地域が残る。今後、順次整備を進めていく計画である。

5. 流域のBOD汚濁負荷量

流域の平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果は1408.3kg/日である（表12）。環境基準点である大津川橋の水質に影響を与える事業場は193事業場あり、平均排水量の合計が河川流量に占める割合は5.8%である。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に大津川橋の水質に影響を与えうる事業場はない。

なお、法及び条例対象事業場については、新設事業場に対し既設事業場よりも厳しい排水基準を適用するなど、環境基準の達成・維持に支障がないよう規制・指導を行う。

表 12 大津川下流の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計（平成26年度）

汚濁源の種別	下水処理場	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	1.8	1052.9	177.8	175.8	1408.3

6. 水生生物類型の検討

- ・水生生物の保全に関する項目については、これまで環境基準点である大津川下流において全亜鉛を年2回測定している。平成22年度から平成27年度の年平均値は0.011~0.022mg/L（環境基準値0.03mg/L）であり、環境基準値を下回っている。ノニルフェノール及びLASの測定は行っていない。
- ・また、水生生物調査結果によるとギンブナ、モツゴ、チチブ、ゴクラクハゼ等の魚種が確認されている。生物A類型に対応する魚種は確認されていない。

7. 結論

大津川下流の水質、利用形態、発生源の状況等を検証した結果、C類型の環境基準値を十分下回る水質であり、また各種発生源からの負荷については、生活排水対策等の取組みの進展により減少するものと見込まれる。

水生生物類型については、全亜鉛の調査結果及び水生生物調査結果から、生物B類型相当と考えられる。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をDイ類型からCイ類型へ改定し、水生生物類型については生物Bイに新規指定することが適当と考えられる。

3. その他

安威川下流(1)及び安威川下流(2)の類型範囲の統合

◆安威川下流(1)及び安威川下流(2)の概要

神崎川水系（水系として目指すべき類型：B）における河川水域である。

	安威川下流(1)	安威川下流(2)
類型範囲	茨木市取水口から戸伏まで	戸伏から大正川合流点まで
環境基準点	千歳橋	宮鳥橋
現在の類型	BOD等:Aイ、水生生物:生物Bイ	BOD等:Aイ、水生生物:生物Bイ

◆類型範囲統合の主旨

- ・安威川下流(1)と安威川下流(2)は、戸伏浄水場の上流と下流で類型範囲を区分していたが、平成14年度末に戸伏浄水場が廃止された。流域では農業用水としての利水が行われている。
- ・昭和45年度の当初指定時は安威川下流(1)がBハ類型、安威川下流(2)がDハ類型であったが、その後の改定を経て現在はいずれもBOD等はAイ類型、水生生物類型はBイ類型である。
- ・BOD75%値は、千歳橋では0.8~1.3mg/L、宮鳥橋では1.0~1.5mg/Lであり、いずれの地点も現在のA類型の環境基準を十分達成している。
- ・平成22年度から平成27年度までのBOD年平均値は、千歳橋では0.9~1.3mg/L、宮鳥橋でも0.9~1.3mg/Lである。なお、過去10年間（H18~H27年度）における千歳橋と塚脇橋のBOD年平均値を比較すると、2地点の差は0.0~0.3mg/Lである。
- ・過去5年間（平成23年度~平成27年度）、茨木市が測定した計44回（千歳橋では平成26年度からBODの測定回数を効率化し、測定回数は年4回）の調査結果を比較したところ、うち38回は2地点の差が0.3mg/L以内であった。6回で2地点の差が0.3mg/Lを超えたが、要因は流量が少なかったことや降雨等による影響と考えられる。BODの測定回数が年4回となって以降も、2地点の差は0.0~0.3mg/Lであり、両地点の値に差はほとんどない。
- ・以上のとおり、安威川下流(1)と安威川下流(2)の水質はほぼ同等であり、農業用利水の状況についても、安威川下流(1)と安威川下流(2)で差はないため、類型範囲を統合して「(仮称)安威川下流」とする。また、水質を評価する地点としては、最下流で十分であると考えられるため、環境基準点を最下流の「宮鳥橋」に設定する。「千歳橋」については、下流で農業用水として利水されており、引き続きこの地点における水質の状況を把握する必要があることから、準基準点に設定する。

表13 千歳橋及び宮鳥橋におけるBOD濃度及び流量

	H23年度						H24年度						H25年度						H26年度						H27年度					
	BOD濃度 [mg/L]			流量 [m ³ /s]			BOD濃度 [mg/L]			流量 [m ³ /s]			BOD濃度 [mg/L]			流量 [m ³ /s]			BOD濃度 [mg/L]			流量 [m ³ /s]			BOD濃度 [mg/L]			流量 [m ³ /s]		
	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差	千歳橋	宮鳥橋	差
4月	1.4	2.0	0.6				1.0	0.8	0.2				0.7	0.8	0.1				1.2	—				1.0	—					
5月	0.6	0.6	0.0	1.52	1.47		0.7	0.8	0.1	0.41	0.20		1.1	1.6	0.5	0.16	0.13		1.7	1.6	0.1	0.33	0.19	0.6	0.8	0.2	0.35	0.34		
6月	0.7	0.7	0.0				1.3	2.0	0.7				1.6	2.0	0.4				1.7	—				1.5	—					
7月	0.9	0.6	0.3	0.61	0.57		0.5	0.7	0.2	2.40	2.71		0.6	0.6	0.0	0.47	0.42		1.5	—				1.0	—					
8月	0.9	1.1	0.2	0.20	0.17		0.9	1.0	0.1	0.38	0.30		1.6	2.7	1.1	<0.01	<0.01		1.0	0.8	0.2	1.95	2.20	1.3	1.0	0.3	1.13	1.87		
9月	0.5	0.6	0.1				0.7	0.7	0.0				0.9	0.8	0.1				2.1	—				1.4	—					
10月	0.7	0.6	0.1				0.5	0.5	0.0				1.1	1.0	0.1				0.8	—				1.0	—					
11月	0.8	0.8	0.0	1.05	0.87		0.5	0.7	0.2	1.35	1.44		0.5	0.5	0.0	1.16	1.37		1.1	1.1	0.0	0.58	0.64	0.7	0.8	0.1	0.75	1.24		
12月	1.3	1.2	0.1				1.2	1.2	0.0				0.5	0.6	0.1				0.7	—				0.6	—					
1月	1.3	1.1	0.2	0.25	0.16		0.7	0.5	0.2	0.85	0.78		0.8	0.9	0.1	0.63	0.56		1.4	—				0.7	—					
2月	1.4	1.3	0.1	1.77	2.01		1.0	1.2	0.2	1.30	0.96		0.7	0.9	0.2	0.48	0.43		1.2	1.4	0.2	0.99	1.08	0.8	0.5	0.3	1.36	0.80		
3月	0.5	0.6	0.1				1.6	1.4	0.2				0.9	1.4	0.5				0.7	—				0.5	—					

以上の結果をまとめ、河川環境基準に係る類型指定案を表 14 に、類型別の河川水域数を表 15 にそれぞれ示す。

表 14 河川環境基準に係る類型指定案

<新規指定>

水系	河川水域名	範囲	BOD等5項目 類型指定・改定案	水生生物項目 類型指定・改定案
神崎川水系	天竺川(新規)	全域(新規)	Bイ(新規)	生物Bイ(新規)

<上位類型への改定等>

水系	河川水域名		範囲		BOD等5項目 類型指定・改定案		水生生物項目 類型指定・改定案	
淀川水系	芥川(1)		京都府界から塚脇橋まで		Aイ→AAイ		生物Aイ	
神崎川水系	安威川 下流(1)→	(仮称) 安威川下流 【統合】	茨木市取水口から 戸伏まで→	茨木市取水口 から大正川合 流点まで	Aイ→	Aイ	生物Bイ→	生物Bイ
	安威川 下流(2)→		戸伏から大正川 合流点まで→		Aイ→		生物Bイ→	
	箕面川(1)		箕面市取水口より上流		Aイ→AAイ		生物Aイ	
寝屋川水系	寝屋川(1)		住道大橋より上流		Cイ→Bイ		生物Bロ	
	恩智川		全域		Dイ→Cロ		生物Bロ(新規)	
大和川水系	石見川		全域		Aイ→AAイ		生物Aイ	
	天見川		全域		Bイ→Aイ		生物Bイ	
	佐備川		全域		Cイ→Bイ		生物Bイ	
泉州諸河川	大津川下流		泉大津市高津取水口より下流		Dイ→Cイ		生物Bイ(新規)	

※ 安威川下流(1)と安威川下流(2)については、類型範囲を統合する。

表 15 類型別の指定水域数

<BOD等5項目>

	現行	指定・改定案
AA類型	0	3
A類型	29	26
B類型	27	29
C類型	8	8
D類型	13	11
E類型	4	4
計	81	81

<水生生物の保全に関する3項目>

	現行	指定・改定案
生物A	9	9
生物B	54	56
計	63	65

※生物特A、生物特Bの指定水域なし